

第三十八回国会 参議院商工委員会會議録第四号

昭和三十六年二月二十一日(火曜日)

午後一時三十四分開会

委員の異動

二月二十一日委員古池信三君辞任につき、その補欠として高野一夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 創木 亨弘君
理事 川上 為治君

委員

赤間 文三君
井川 伊平君
岸田 幸雄君
高野 一夫君
山本 利壽君
近藤 信一君
榎 繁夫君
中田 吉雄君
向井 長年君
加藤 正人君

国務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君
国務大臣 池田正之輔君

政府委員

科学技術庁 原子力局長 紅 文吉君
通商産業 政務次官 砂原 格君
通商産業 大臣官房長 樋詰 誠明君
通商産業 通商局長 今井 善衛君
通商産業 通商局長 伊藤 繁樹君
鉱山局長

中小企業庁長官 小山 雄二君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した案件

- 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 経済の自立と発展に関する調査(鉱業法改正問題に関する件)
- (貿易問題に関する件)

○委員長(創木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。
最初に、委員の異動について報告いたします。

本日、古池信三君が本委員を辞任され、その補欠として高野一夫君が本委員に選任されました。

○委員長(創木亨弘君) それでは、まず中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。
○国務大臣(椎名悦三郎君) ただいま

提案になりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業金融公庫は、昭和二十八年八月設立以来、年々貸出資金を増大し、その機構も拡充整備して、その貸出残高は、昨年十二月末で千四百七十五億円をこえるに至りました。

しかしながら、貿易自由化に備えて、中小企業の経営の合理化、設備の近代化を促進し、その振興をはかる上において中小企業金融公庫の果たす役割はいよいよ重要であり、すでにこの一月より貸出金利を年九分に引き下げ、中小企業者の金利負担を軽減し、その貸出資金源についても、昭和三十六年度において政府資金四百二十五億円を融資することにより、その拡大をはかることとしたのでありますが、なおこの際、中小企業金融公庫法の一部を次の通り改正し、もってその機能を拡充強化したいと考える次第であります。

第一は、理事の増員であります。公庫の業務は、資金量の増大に伴い、毎年増加しておりますので、これら業務量の増大に対処するため店舗の増加と相俟って理事を二人増加して六人とすることであります。

第二は、公庫の総裁が、従たる事務所業務に關し代理人を選任した場合、その代理人の代理権の範囲を法律上明確化し、従たる事務所業務に關し一切の裁判上または裁判外の行為を

する権限を有する旨を規定することであります。
以上が本法案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。
次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業信用保険公庫は昭和三十三年七月設立され、現在百四十七億円の資本金をもつて、信用保証協会の業務上必要な資金の貸付業務とその保証に対する保険を中心とする保険業務とを行なっております。

同公庫は、現在その資本金のうち六十八億円を融資基金に充てこれをもつて信用保証協会に対してその保証業務に必要な資金の貸付を行なっており、これにより信用保証協会の保証規模の拡大、保証料の引き下げ等諸種の面におきまして顕著な効果をおさめつつあります。

しかしながら、最近におきまして、中小企業の資金需要は依然として旺盛であり、これとともに保証需要も大幅な増加の傾向にありますので、信用保証協会の保証原資をさらに大幅に増強して保証能力の拡充をはかる必要があると考えられます。

このため、政府といたしましては、中小企業信用保険公庫法の一部を改正し、昭和三十六年度におきまして中小企業保険公庫に対し、産業投資特別会計から二十億円を出資し、これを同公

庫の資本金とするともにこれを同公庫の融資基金に充て同公庫から信用保証協会に貸し付けることとした次第であります。

以上が、本法案の提案の理由及びその概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業に対する金融の円滑化をはかるため、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫等の中小企業専門金融機関の貸出資金を増大する等、諸種の施策を講じて参っておりますが、中小企業が信用力、物的担保力の不足のため通常の金融ベースに乗りがたい点から考えますと、中小企業の信用力を補完する制度はきわめて重要な役割を果たしております。

この信用補完制度としましては、御承知の通り信用保証制度と信用保険制度とがありますが、この両制度は、機能及び業務分野において競合重複する面が見られますので、その調整が必要とされておられ、現在、これらの問題を審議した昭和三十三年末の金融制度調査会の答申に基づき信用保証協会の機能の拡充強化をはかることと、中小企業者に対する信用補完業務は第一

次的には信用保証協会の保証によるものとし、中小企業信用保険公庫による信用保険制度は、信用保証協会の保証債務のすべてについて再保険的機能を

営む包括保証保険を中心とするように運営して参つております。

明年度からは、このような方向をさらに進めて信用補完制度の整備をはかることとし、中小企業信用保険の保険種別を包括保証保険の一本立とすることとした。また五十万円以下の小口融資の保証を対象とするいわゆる包括第一種保証については、すでに全信用保証協会の加入を見て順調に運営されておりますが、五十万円をこえる融資を対象とする包括第二種保証についても、さらに順調な発達を期するため中小企業者一人についての付保限度額を五百万円から七百万円に引き上げるとともに保険料の引き下げを予定いたしております。

このほか信用金庫連合会の中小企業向け貸付を容易にするため、その貸付にかかわる信用保証協会の保証を、信用保険に付することができるとい

たしました。

次に、この法律案の概要を御説明いたします。

まず第一は、融資保険及び普通保証の一本立とすることであり、

第二は、包括保証保険のうち第二種保証のうち小企業者一人についての付保限度額を、五百万円から七百万円に引き上げることであり、

第三は、信用金庫連合会の中小企業者に対する貸付にかかわる信用保証協会の保証を新たに中小企業信用保険の対象とすることであり、

第四は、その付則において中小企業信用保険法の改正に伴う中小企業信用保険公庫法の改正を行なうことであり、すなわち、中小企業信用保険種

別の廃止に従つて、中小企業信用保険公庫が毎事業年度国会の承認を経ることを要する保険価額の総額について保険種別の区分を廃止する等の整備を行なうこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(鈴木亨弘君) 三案の質疑は後日に譲ることといたします。ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めて下さい。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に、経済の自立と発展に関する調査を議題といたします。質疑の通告がございますので発言を許します。高野君。

○高野一夫君 私は簡単に伺つておきたいことがあるのですが、かねがね鉱業法の改正が必要であるということ、政府当局者も認めておられるところであるが、また関係業界からも強い要望があつた次第であります。なかなかむづかしいというところで審議を置かれて、すでに相当の時日がたつてい

るに思ひますけれども、この審議会がどういふふうにして開かれて、どういふ経過をたどつていられるかを一応一つ聞かしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(伊藤繁樹君) ただいま御質問のございました鉱業法改正審議会でございまして、一昨年六月に通商産業大臣の諮問機関として設置されたわけでございますが、現在まで鉱業法につ

きまされて全面的な改正の審議を行なつておる状態でございます。

審議会の構成でございますが、これは学識経験者のうちから任命された委員が十五人、これが審議の主体になっておりますが、なお、関係の行政機関におきまして、やはり十五人程度専門員として委嘱をされておる次第でございます。

審議会の審議経過でございますが、三十四年六月に設置されたわけでございますが、その年度には月一回、十二回審議を行なつた次第でございます。これは主として関係各方面がどういふ意見、要望を持っておるかということの説明聴取と、それから鉱業法全般につきま

したのフリー・ディスカッションを行なつたわけでございます。三十五年に入りましてだんだん問題の焦点がはつきりして参りましたので、鉱業法改正の基本的な問題、たとえて申しますと、鉱業権付与の問題でございますとか、試掘権制度のあり方の問題でございますとか、租鉱権制度の問題、あるいは他權益との調整の問題、その他鉱害賠償の問題、あるいは鉱山保安災害の防止の強化の問題、こういう問題につきま

して個々の検討いたしました。参るわけでございまして、それら非常に相互に関連がございしますので、この審議会の中に基本部会というものを設けまして、三十五年にはそれらの個々の問題につきま

しての検討を加えて参つたわけでございます。非常に委員の方も御多忙でございますが、毎月三回審議をいたしまして、現在までにすでに二十回程度の審議をいたしておる次第でございます。しかしながら問題が非常に、鉱業法でございまして複雑な法律でございまして、また鉱業権者なりその他の関係者の方にも利害の非常に深い関係もござい

ますので、まだ必ずしも現段階においては意見がまとまつたわけではございません。で、実はわれわれといたしましては、国会方面の御要望もございまして、できるだけこの二年の期間内に結論を出したいと思つて関係者としての努力をいたした次第でございますが、そこまではまだいっておりませんが、で、実はもう一年程度勉強させていた

だきたいという法案を本国会に出そうと考えておる次第でございます。

今後の予定といたしましては、大体基本部会でいろいろな議論は出尽くしたように思われますので、そろそろこの数ヶ月内に基本部会としての大体的意見をまとめまして、その意見に基づいて、まとまりました点につきま

して、この個々の問題につきまして最終結論を下していくというふうな考えを持っておる次第でございます。

以上が今までの審議会の経過でございます。

○高野一夫君 そこで、あとまだ一年最初の予定よりは延ばさなければ結論が得られそうもないということであるやうであります。もうすでに議題となつた問題は、大体鉱業法をこういふに、まあ鉱業法の改正を必要とするという点は、ほとんど、ことごとく一応は論議的になつたわけですか、それとも、たとえば一部の租鉱権とかいう問題に限つてあつて、まだ重要な問題の審議はこれから初めて手をつけるといふことに、こういうふうなことになるのでござい

ますか、その辺のこと。

○政府委員(伊藤繁樹君) 通産省の方から大よそ問題となり得るといふ点は、全部この委員会に事務局案として

出しまして、それらすべての点でまあ審議を尽くさない点がござい

ますけれども、大体問題のすべてについては、一応のディスカッションを終わらうとしている段階でございます。

○高野一夫君 今後一年かかるといふと、最初この審議会を置くときにわれわれが要望したのは、一年ぐらいで何とか結論を出せないかということだったので、それはなぜかというところ、す

で通産省がやはり改正の必要を認めておる。それが意見は改正したい。考え方

は業界あるいは公共団体と違ふかもしれぬけれども、公共団体なりあるいは事業方面からも強い要望が多年にわたつてなされてい

る。しかも、現実にいろいろな問題が起こつてい

る。それを二年も三年もかかつて、かからな

い。と改正の結論が出ないということでは困るから、将来こういう欠陥が起こり得るであらうことを予想しての改正、対策ならば何年かかつてもいいけれども、すでに過去から困つてい

そういう点が一向に結論が出ない。まだ一年も一年半もかかる。二年もかかって出ないということになりますと、やはり困る部門があつちこつたくさんおでになる。でありますから、そこにこの鉱業法の現行の欠陥があるとしておられるわけですから、それを早く改正して、みんなが安心してやれるように持っていきたい。こまごまとしたことは申しませんが、これは皆さん専門家で御承知の通りである。私はもう少し何とか、それは委員の方も御苦労だろうけれども、審議をもっと早めてもらふ、促進する方法はないものだろうか、こう思いますが、それはどうでしょうか。

○政府委員(伊藤繁樹君) ただいまの高野先生のお話のように、われわれ幹事役といたしましては、国会方面に早期にこの問題を解決するようにという御要望もあつたことを承知いたしておりますので、できるだけ努力をいたした次第でございますけれども、先ほど申し上げましたように、何しろ鉱業法は非常に広範な法律でございますので、関係各界の利害に關係するところもございまして、また、外国立法、その他の資料も十分に集めて検討していかなければならぬという面もございまして、われわれの努力にもかかわらず、二年の期間内に審議をまとめることができませんでしたことは、はなはだ遺憾とするとございしますが、先ほど申しましたように、もうすでに大体の議論は出尽くした段階にございしますので、早速にこの問題の結論を得るよう努力いたしたいと思ひます。

○高野一夫君 これが早く結論が出ないと、政府自身内部において困つてい

る問題がたくさんあるのです。鉱業法の改正の一つの鉱害問題を取り上げますと、北九州にいろいろな問題が出ておるわけですが、そこに、運輸省が洞海灣の計画を立てておる。建設省が重工業地帯の建設をあらためて再計画を立てようとしておる。それが一向にこの問題が解決できないためにお手上げの状態です。建設、運輸、通産、全部そうなつておる。でありますから、私はこまかいことは申しませんが、できるだけ一つ今後とも努力をしてもらつて、急いでもらいたいということが一つ。

それからもう一つ、審議会の委員の構成ですが、これには、たとへば非常に広大な、鉱害を受けておるような地域の対象者、たとえば北九州の代表者なり、あるいは、せめて福岡県知事という方々、あるいは委員に入つておられないか。鉱業権者とか、あるいは政府関係とか、学識経験者とか、そういうのが委員に入つておつて、その鉱害を受けておる地域、その地域のめんどろをいろいろ行政的に見なければならぬ立場の人が委員に入つていないじゃないか、私はよく知らなかつたけれども、そう思うのですが、それはどうですか。

○政府委員(伊藤繁樹君) 現在の審議会の委員には、ただいまお話の通り、入つておりません。これは、ただ、鉱害の被害者の方々の意見は、いつでもこの審議会におきまして伺つておる次第でございます。審議会の審議経過におきましては、すでに代表の声は委員にそれを承つていただいております。な次第でございます。なお、中途におきまして、鉱害復旧事業団の代表者が

委員に任命されておりますので、それによつても被害者の声は反映されるものと思つておる次第であります。

○高野一夫君 鉱業権者の意見は、そういう方法ならば、随時意見は聞けま

す。鉱業権者の方は委員が出ておる。一番大きな問題は北九州の問題ですが、その広大な北九州の全地域にわたつて非常に問題が起きており、その始末に困つておる。その地域の福岡県の代表者が正式に毎日出て発言権を持たせないというところは、鉱業法の改正点の一番大きな鉱害対策の問題を吟味する上において、私は審議会のあり方として、この適切でないやり方だと思ふ。被害者の意見も随時求めて調査することができ、そういう者を学識経験者の資格でも何でもいいからや

り入れて、ほんとうに北九州なら、北九州、あるいは常磐炭鉱なら常磐炭鉱の方面の実情をよく知つておる人が、改正点についての意見を委員の資格において述べる、私は、そうでなければならぬと思ふ。ことに、それは鉱業法の改正点をあえて鉱害だけでなく、いろいろな点にわたつておるのでありますけれども、一番大きい問題としてわれわれが非常に切実な関心を持つておるの

は、鉱害対策、これはもう北九州の問題は皆さん御承知でしょうからおわかりでしょうけれども、もう水道、飲料水に困る、それから、都市計画に困つちやつておる。そのほか、先ほど申し上げました建設省の重工業地帯の再編成についても、運輸省の洞海灣対策についても、みなお手上げの状態である。これが鉱害問題についての今後の方針がきまらぬから、これではわれわれ非常に困るのであります。こ

れは与野党超越した大きな問題だと思ふ。困るから一つ早く結論を出してもいい。それがどういふような意見になるのか、せつかく、審議会ができたのですから、審議会の答申を待つて

りほかないと思ひますけれども、いつごろ、一つ、どういふ方向で改正がされるか、また、その地域の公共団体の代表者たような人の意見が力を持つて有力に発言されるか、そういうようなことを少し考えていただかぬと、鉱業法の改正も、あなたの方のせつかくの努力、御苦心にもかかわらず、長々とこれから、まだ引かかつてくる、まだ引かかりますよ。それを私は憂えるのであります。将来の欠陥を予想するのじゃない、現在、何年

起つておるその欠陥の改善もできない。私は、この北九州の問題と取組んでから何年かかつておる、それができないのをほつたらかしておかなければならぬといふことは、政府としては、これは困ることだと思ふ。われわれ国会においても困ります。だから、その問題について特に一つ審議を急いでもらつて、あと一年とか何とかいうんでなくして、せめてこの夏ごろまでの間においてはできるだけ結論を出す。それからまた答申を得た上

でいろいろ政府で原案をそれぞれ練らな

きやならぬし、われわれとしても、また国会議員の立場で事前のいろいろな研究もしなければならぬと思ふ。だから、今こまかい問題に触れませんが、この大きな切実な問題に対して、もう少し真剣な気持をもつて対処しなければならぬといふ心がまえで、もしも通産省がかかえられるならば、鉱業法の改正の答申を急がせる、

さらにもっと切実な方策を立ててもらわなければならぬ、こう私は思ふわけです。この点について、重ねて、どうしてもそれは急がせる、一年かかるだろうけれども、さらに急がせるといつてみたところで、善処すると同じで、はつきりしたことはわからぬのでありますから、また二年のつもりだつたが一年延びた、それもまたむづかしい問題にひつかかつてまた半年延びる、一年延びる、こういうことになりかねない、それじゃ困ると思ふのでありますから、そこで、私は特に今日はこの委員会に飛び入りの形で、この問題についてだめを押しておきたい。どうして

もあと一年ないでできませんか。一つ現地の実情を十分把握されて、あの現地の非常に混乱した事態をよく把握されるならば、私は、一年のところを半年、半年のところを三カ月縮めて、この審議会の結論を出すべく、もつとがんばつてもらつていと思ふ。委員諸君には御苦労だけれども、一カ月に一回とか二回でなくして、もう少しひんぱんとお開きを願わな

る、こういう少し具体的な方策を打ち合わせられて、当委員会においてあらためて、いつごろ——なるべく早くということが大体いつごろになるか、はつきりした答弁を、私は大臣からも局長からも伺いたいと思います。この点について、十分省内においても大臣を中心として、それから審議会に對しても協議をしておいていただきたい。それだけ私は要望しておきます。

○中田吉雄君 鉱山局長来ておられるからお伺いしますが、このいただきますした日程表には、石油資源開発株式会社法の一部改正法案は二月下旬に出すということになっているんですが、もう下旬ですが、いつごろ出ますか、その見通しを一つ。

○政府委員(伊藤繁樹君) 一応、石油資源開発株式会社法の改正は国会に提出する予定で準備を進めている次第でございますが、これは内容といたしましては、石油資源開発株式会社が将来配当ができません場合は、政府配当を後配株とするという問題と、それから第二点は、探鉱費用を繰り延べ償却することができるといふことと、それから政府出資の登録税と鉱業権の登録税を、五年間無税になって現在いるわけですが、それを将来延長するといふことの三点を内容とするわけでございますが、最後の政府出資の登録税と鉱業権の登録税の方は、大蔵省と交渉いたしましたところでは、臨時租税措置法の改正の方でまかなっていくということになりましたので、その点は提案の必要がなくなってきたわけでございまして、あと政府株を後配株とするという問題と、探鉱費用を繰り延べ償却するという問題につきましては、実は大蔵

省の方と現在交渉中でございすけれども、その交渉がまだまとまりませんので、ちょっとまだ提出する時期ははつきり申し上げられない段階でございす。

○委員長(鈴木幸弘君) 科学技術庁長官が出席されましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(池田正之輔君) ただいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国における原子力の研究、開発及び利用は、昭和二十九年その緒について以来、着々進展し、すでに運転中の原子炉は二基、近い将来設置されるものは相当数を数えるに至っております。また、核燃料物質の製錬、加工、再処理等の研究開発も、原子燃料公社及び日本原子力研究所を中心に行なわれ本年秋に予定される国産一号炉の完成によってその成果が明らかにされようとしております。

一方、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が、原子炉の設置及び運転、製錬、加工及び再処理の事業並びに核燃料物質の使用について、平和目的及び計画的利用の確保並びに災害の防止を目的として、昭和三十一年に制定されて以来、政府として、その施行に万全を期して参つた次第であります。研究、開発の進展に伴い、法制定当時予想されました事態にも若

干の変化が生じてまいりましたので、法施行の経験に徴し、現行法に改正を加え、規制の方法の適正化をはかる必要があると考え、この法律案を今国会に提出するに至つた次第であります。以下この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、国際規制物質の使用等に関する、必要な規制を行なうことであり、原子力の平和利用に関する日米、日英、日加各協定、国際原子力機関憲章に基づいて入手する核燃料物質、原子炉その他の設備、資材すなわち国際規制物質につきましては、平和利用確保の見地より、これら各条約に相手国政府機関の行なう立入検査、報告徴収等のいわゆる保障措置について規定されております。

これらの条約の実施につきましては、従来は国際規制物質の使用が主として原子燃料公社及び日本原子力研究所に限られておりました関係上、それぞれ、原子燃料公社法及び日本原子力研究所法により支障なく運営して来ましたが、今後の研究、開発の進展に伴い、広く民間において使用されることとが予想されますので、条約の円滑な実施をはかるために、国際規制物質の使用について立入検査、記録報告、移転の制限等に関し、必要な規定を設けた次第であります。

第二は、臨界実験装置についての規制の強化をはかったことであり、臨界実験装置につきましては、従来、核燃料物質の使用についての規制措置を適用して来たのでありますが、今後、その設置数の増加及び規模の大型化が予想されますので、諸外国の事例をも

参考とし、検査、保安規定、主任技術者の選任等に関し、原子炉に準ずる規制を行なうこととした次第であります。第三は、原子炉施設について定期検査に関する規定を設けたことであり、原子炉施設の検査につきましては、現行法上その設置及び変更時における施設検査、性能検査の規定があり、またその他必要な場合においては、随時立入検査を行なうことができるのであります。原子炉災害の防止については、特に万全を期するために、原子炉施設のうちその安全性に關し重要な部分について、毎年一回定期検査を受けなければならないものとした次第であります。

第四は、一定量以上のプルトニウム及び使用済燃料の使用に関する規制を強化したことであり、プルトニウム及び使用済燃料は、他の一般の核燃料物質と異なり、放射能が強、かつ、毒性を有する等の危険性からみて、施設及び取扱の面において万全を期する必要がある。このため、従来の核燃料物質の使用についての規制に加ふるに、施設検査、保安規定に関する規定を設ける等規制の強化をはかった次第であります。

第五は、原子力施設検査官を置くこととあります。原子力施設等の施設検査、性能検査及び定期検査に関する事務は、一般行政事務と異なり、高度の学識と経験を要することに鑑み、今回、検査関係の規定の整備を機会に一定の資格を有する者に限りこれを行なわせることとし、検査に万全を期せんとするものであります。

以上が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由並びに要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(鈴木幸弘君) 本案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(鈴木幸弘君) それでは再び経済の自立と発展に関する調査を議題といたします。質疑のある方は御発言を願います。

○中田吉雄君 貿易のことについて少しお伺いしたいのですが、どなたかいらっしゃいますか、通商局長……。

通産省の本年度の重要政策にもうたつてあり、また池田内閣の中心であります所得増進計画は、十年後に九十三億ドルですか、年率一〇%ずつ伸ばしていくということがまあ一番中心で、それができるかできないかは非常に高成長政策の制約要因になると思うのですが、実は経済審議会が出した内容を見ましても、基準年度から昭和四十五年までの年次別、地域別の商品別の実績伸びというような過程が一つも書いてないのです、結果だけありましてね。特に私は最近のアメリカの日本の輸入制限等とからんで、九十三億ドルの中でアメリカに期待しているような大きな額ははたして実現できるかできないか、非常に問題があると思ひますので、従つて所得増進計画の中で占める、十年間に九十三億ドルまで伸ばすという、もっと具体的な内容を少し説明していただきたい。

○政府委員(今井善衛君) 所得増進計画の十年後の貿易の姿、つまり四十五年の輸出目標はたゞいま御指摘ござ

いたしましたように九十三億ドル、現在約四十億ドルでございますので、二倍半ぐらい伸ばさなければいけませんというところになっておるわけでございまして、御承知のように貿易の關係は特に國際經濟の変動、景氣の循環等に左右されますので、従いまして、四十五年度の目標だけを作りまして、年次別の計画は、そういう世界の情勢あるいは景氣循環の關係、そういうものを見ながら毎年毎年作っていくという事になっておるわけでございまして、この九十三億ドルは、これはもうなみなみならぬ努力を私どももしなければならぬと思ひます。御承知のように現在の日本の貿易構成から申しますと、いわゆる機械あるいは重化学工業品というのは全体の約四〇〇という事になっておりました、貿易の大宗というのは繊維なり雑貨なりでございます。ところで世界の貿易はいずれも先進國は機械を中心として伸びているわけでございまして、従いまして、十年後における姿としまして、やはり日本も重化学工業の方にウエイトをおきまして伸ばさなければならぬ。もちろん繊維とか雑貨だとか、そういったものも伸びなければなりません、特に重化学工業の方にウエイトをおいて伸ばさなければならぬ、そのためにはこれはもう機械工業自体の力をつけるのみならず、特にたとえば東南アジアに対する經濟協力を進めるといふふうな対策を講じながら伸ばしていかなければならぬ、こう思うわけであります。

○中田吉雄君 局長の御発言でちよつと氣がかりなのは、經濟を最初三年間九〇で、十一年平均七・二ですか、そうして九十三億ドル、年率一〇

％伸ばすということで地域別、年次別というふうなものを積み上げて昭和四十五年に九十三億ドル、それからそのうちで北米が三十一億四千万ドル、基準年度六億八千万ドルというふうな地域別に年次別にたゞいま言われたような機械工業製品を主にすると、そういうことを積み上げてなつたわけでしょう。その点は九〇成長させ、四年目からは平均七・二％成長させるには四十五年九十三億ドルになるというふうなただはじいて、あとは經濟情勢に応じて年々それに達するような努力をするという結果なんですか。そのためにこれにないのですか。私はそうじゃないと思ひます。その關係はどうなんですか。このいろいろ貿易小委員会なんかの報告を見ますと、たゞ基準年度と四十五年の結果と地域別の結果だけ、商品別の結果だけ出ていないわけなんです。そこではたして九十三億ドル伸ばすことができるかどうか、高成長政策は十分言われているように達成できるか、そうしてまたその主要な部分である北米の貿易が、三十一億ドルに、すでに經濟月報を見ても、非常にしよっぱなから北米關係はもう停滯をきたしては。まあ、輸入制限等もあってそれは當然でしょうが、經濟企画庁の調査局から出ているのも、そういうふうなもうすでに非常な停滯をしていろいろ工夫を要することが出ているのですが、そういうことを十分判断するには、たゞ九十三億ドルといたして逆算をしたような、どうも池田さんのはそういう政策ではないかと思ふ節もあるのですが、どうも局長の今のお話を聞くと、そうなんです、その

内訳ないのですか、年次別、地域別、商品別、その問題はなんですか。○政府委員(今井善衛君) 所得倍増計画で貿易面に現れた指標といたしましては四十五年の目標と、それから商品別並びに地域別の目標だけございまして、年次別の計画はございませぬ。これはおそらく私よくわかりませんが、ある程度の積み上げということももちろんやつたのだらうと思ひますけれども、何と申ししても貿易につきましては、非常に世界の景況によりまして、非常に輸出がたとえ伸びる場合と輸出が停頓する場合がございしますので、従いまして毎年同じ割合で伸ばすということじゃなくて、十年間で大体平均一〇〇という事でもってやることが實情に合うんじゃないか、私よりはりそういうふうな思ひます。○中田吉雄君 どうも池田さんの施政方針演説聞いて、予算委員会等傍聴して、どうも逆算をした途中のプロセスが一番大事なんです、それがなければ……、特に九十三億ドルの中でその三分の一を占める対米貿易が言われるような形で伸びていくかどうか、幸い北米向けは停滯したが、他の部面で伸びたので堅実な足取りをとっているという、經濟月報には報告をしてあるのですが、それを判断するには何かありそうなのだと思うのですが、それはきょうでなくともいいのですが、次の機会に年次別、地域別、商品別のそういう四十五年九十三億ドルと出たという、積み上げた何らかの判断するに足る、それがかなり信憑性のあるものかどうか、そういう資料をきょうでなくともいいのですが、次でもできませんか。○政府委員(今井善衛君) それは經濟

企画庁とよく相談しまして調べてみすけれども、私はおそらくその年次別計画というものを出すことができないんじゃないかと思ひます。これは非常にお言葉返すようで失礼であります、この貿易につきましては、非常に年によって伸びた場合と伸びない場合がございまして、たとえばたゞいま対米貿易の話が出ましたが、五年前の日本からの輸出というのは約五億ドルでございまして、それが現在におきましては二倍になりました、十億七千六百万ドルというふうな事になっておるものであります、その場合商品的に見ても、当時こういうものがはとも出ないだらうというものが、現在におきましてはそれがついに輸出されておる、非常に輸出商品についても広範囲になつておるということ、やはりいろいろの見地からいきまして、やはりある程度長期で見ますれば伸びると思ひます。○中田吉雄君 じゃまあ問題をしばらく、九十三億ドルのうちで三十一億ドルは北米が占めるわけですが、それをどうしてそういう三倍以上になるという計算になつてきているのですか。私もここに昭和二十年から三十五年までの輸出入の伸びを調べてきてみたのですが、どうしてそういうふうな計算になるのですか。○政府委員(今井善衛君) この四十五年度における対米貿易三十一億ドルの内訳は、現行たとえば対米貿易の主流をなしております繊維品、雑貨、これはある程度伸びる、それからやはり機械類、たとえば小型自動車なり、そういうものが相当伸びるんじゃない

か。また化学製品でビニール等の合成樹脂關係、そういうものも相当伸びるんじゃないか。やはり新しい商品の力をかりて貿易は伸びるんだと、こういう前提に立つておるようでございます。○中田吉雄君 世界經濟評論に出ています世界經濟白書というのがあるのですが、その一九五〇年から五九年までの日本、西ドイツ、イギリスのアメリカ市場における伸び率なんかを見ても、比較としてはさつき言われたようにトータルとしては伸びておるのですが、しかしアメリカ經濟の伸びからいうと、かつてパーセントは減つておるのですがね。日本のアメリカ市場におけるパーセントですね。それからまあいろいろ最近のアメリカ經濟の構造の変動を見ても、まあ昭和二十年から三十四年までで四十六億ドル出ていたわけですね。輸入は百八億ドル出ていた。しかし最近十年間の伸びから見ても、今後カナダも入ってくる、北米が入るわけですが、はたして言われるように伸びるかどうか。もう少しアメリカの産業構造、輸入のいろいろな内訳等を見て、なかなかめんどろじゃないかと思ひます。それがね、いかがでしょう。○政府委員(今井善衛君) 確かにドイツあるいはイギリス、そういう西歐諸國からのアメリカへの輸出は、日本と違ひまして、機械關係が主力になつて出ておるわけでございまして。日本といたしましては、これは御承知のように繊維品なり雑貨が中心として従来伸びてきておるところでございますが、最近たとえばトランジスタとかあるいはカメラとか、そういう輕機械類が伸びつつあるわけでございまして、今

後におきまして、たとえば小型自動車なりや西欧諸国並みに機械につきましても格段の努力をいたしますれば必ず伸びるんじゃないかと、かように考えておる次第でございます。

○中田吉雄君 日本貿易の伸び率は、この計算の基礎になっておるのを見ますと、世界貿易の伸び率よりかけはるかにいいようです。過去はそうだったと思うのですが、その計算の根拠ですね、それを少し説明していただけないか。世界の貿易の一九五〇年から五九年まで六・五くらいですか、日本は非常に伸びているわけですが、ね。そういう傾向がずっと続くものですか。今度見ていられる、世界の伸び率より飛躍的に……ドル防衛その他輸出競争の激化、きょうなんかの新聞を見ても、イギリスの経済動向、ヨーロッパ等を見て、相当輸出状況は、国際市場は競争が激化すると思うのですが、世界の貿易の平均の伸びより、これほどと同じような段違いの伸びを期待できるかという問題ですね。

○政府委員(今井善衛君) 過去十年間の世界の貿易の伸びよりも、大体日本はその二倍ないし三倍程度の伸び率を過去において示しておりますが、特にこの二年間ぐらいいは世界の貿易の伸びというものは、欧州市場を中心として、欧州の中の域内貿易というのが非常にふえているように考えられます。従いまして、過去十年間のような伸びというものは、日本が欧州市場に進出する努力がよほどなされない限りむずかしいとは思いますが、やはり何と申しましても、日本の輸出競争力が、従来におきましては御承知のよう

にごさいます、むしろ安売りに安売

りだというふうな懸がれておるのが現状でございますので、輸出競争力がなから伸びないというところは言えないんじゃないか。ただ、機械等につきましては、これは御承知のように相当努力をいたしませんと、コスト的にもまだ欧州に立ちおくられておるような面がございますので、機械を伸ばしますにつきましては、経済協力なり何なりとともに、国内においてよほどの合理化なり努力をしなければならぬ、かように考えております。

○中田吉雄君 この問題は、きょうは資料もなしで、さき言いましたように、年次別、地域別、商品別に、企画庁と相談されて、もう少し、そういう十年間に九十三億ドルになって、そして十年間に所得が倍増するといふ、大体大丈夫な輸出額であり伸び率だ、年率一〇％はあぶなげのない数字だ、ということとを判断できる、基準年度と最終年度だけのやつからいろいろそれをいじかれた前提条件はあります、なかなかそれはわからぬので、ごめんどうでも、その資料を一ついたきたというところ、それからこの条件の中で、計画の前提というところになっております共産圏貿易ですね、最終年度に四億七千九百万ドルで五・二

〇政府委員(今井善衛君) 先ほどの資

料の点でございますが、経済企画庁と相談いたしますけれども、おそらく御期待に沿えないんじゃないかという気がいたします。過去の輸出の伸び等をみますと、ある場合には二割伸び、ある年には全然伸びないという関係がございます。これは世界経済の伸び、ないし日本経済の動きと関連して、さようなことになっておるもので、従いまして、平均値としては出るにいたしたとしても、どうしてもそれを今から、たとえば五年先の目標をきめて、その年次別に積み上げていきましたら、どうして毎年々々直さなければならぬような結果になると思っています。現に、たとえばことし等をみましても、前半は対米貿易が非常に伸びましたけれども、後半は対米貿易がむしろスロー・ダウンしてしまつた。そのかわり、前半に不振であつたところの東南アジアが、後半におきまして非常に伸びました、そうして全体としては目標通りになつたというふうな関係にございまして、従いまして、特に地域別商品別にこまかく分けた場合には、それが経済の変動とすぐかけ離れるというふうな形になるわけでして、長い眼で見れば達成できると思ひますけれども、どうしても景気変動がございしますので、年次別にきちきちと出しますとも、はずれる可能性というものは非常に多いと思ひます。そういう関係で非常にむずかしいじゃないかと思ひます。

それから共産圏貿易につきましては、おそろく腹だめの数字じゃないかと私は思ひます。現状において中共貿易をどうするかというふうなことにについては、いろいろ問題があるわけでございますので、従いまして、もう少し

貿易が正常化された状態であれば的確な判断はできないんじゃないか、かように考えます。

○中田吉雄君 そういう問題は、また北鮮貿易その他とともに、他日やりた

○政府委員(今井善衛君) 御質問の点は、これは対米綿製品の問題だと思ひますが、対米綿製品につきましては、一九五六年にいわゆるワン・ダラー・ブラウス事件と称されるように、非常に日本から綿の二次製品が安売られ

たのでございします。それから綿布につきましたも、当時非常な勢いで伸びておつた。御承知のように、アメリカの業界が騒ぎまして、いろいろ日本品の輸入制限運動——関税を引き上げてほしいとか、あるいはその輸入制限をしてほしいとか、いろいろ動きがあつたわけでございます。そこで政府とアメリカ政府と対米綿製品の五年間の協定を結びまして、初年度におきます数量をこの日本から輸出いたします数量を兩國間できめたわけでございます。

今手元にはっきりした数字を持ち合わせませんが、綿布といたしまして約一億一千万ヤール、それから二次製品といたしまして一億二千五百万ヤール見当じゃないかと思ひます。全体で約二億三千万ヤール程度の数量をきめておいて、そして日本はその範囲内で輸出することを自制する。そのためにこのやり方といたしましては、輸出入取引法に基づきます輸出組合の規制だとかあるいは業者の規制だとか、いろいろなことをやっておるわけでございますが、日本は自主規制をやるかわりに、アメリカ側といたしまして関税の引き上げはやらない。それからその期間中は輸入制限はしない、こういうことになつていたわけでございます。で、この計画は毎年レビューする、検討する

それから最近急速に日本に対する輸入制限の問題が労働組合等から起きたりして、二、三日来非常に問題になつていますが、特に一九五七年から五カ年間の自主規制もまあ期限が済むわけですが、その問題にからんで少しお伺いしたいのですが、自主規制の内容と、そしてその際に、自主規制をやりましよう、ならアメリカは見返りとしてこういうことを日本に保障します、見返りとしてこういうことをしよう、という

ということになっておりまして、その間五十九年に一回検討いたしまして、その初めの数量の一割見当よけにワタを増額したのでございます。それが現状になっておりまして、今年最終年度としてさらにまた向こうに對してワタの増額を申し込むという段階になっておるわけでございます。ただ残念なことは、日本側といたしましては約束した数量を守っておるのでございますが、その間たとえば二次製品につきましては、香港等から非常に大量に輸出されておりました、当時の日本の地位というものが今香港によって占められていて、香港が一位、日本が二位というふうなことになるいたしました。それからあるいは綿織物自体につきましては、ほかのインド、パキスタンあるいは西欧のスペインというふうなところから相当出まして、当時アメリカの綿織物の輸入の中で日本の占める割合というものは非常に高かったのでございますが、現在は二割そこそこになっておるといふふうな状態でございます。従いまして日本としては、どうしてもこの際ワタの増額を要求をせざるを得ない、強く要求するつもりでおるわけでございます。

○中田吉雄君 それはいつごろやるのですか。

○政府委員(今井善衛君) おそらく来月の初めぐらいになると思います。

○中田吉雄君 自主規制をすれば、さっき言われたような内容でやれば、関税を引き上げないといっておきながら、アメリカは州の立法で関税を引き上げたいろいろなやっておるわけですか。これはもう少し私はアメリカに對しては、昭和二十年から三十四年まで

に四十八億ドル日本が輸出して、百六億ドルですか、とにかく倍輸入しておる。最近はややバランスがとれるようになっていますが、それはアメリカにとつてカナダに次ぐ最大の市場で、少しアメリカについては何でも腰が弱過ぎるのじゃないかと思ひます。私は外務委員をしていました際にも、日本はカナダ、アメリカと太平洋の魚族を保存するということ、日本だけがとりつかないというふうな、そういう協定を結んでおつたり、そういう点で非常に私は具体的な内容についてはあまり知りませんが、とにかく、とにかく一九五八年には、綿製品関係で七一%を占めたものがその自主協定をやつたために二〇%以下になつてやつた。そうしていかにも日本は他の農産物とともに、アメリカの綿花の最大の市場でしようが、腰が少し弱過ぎる。また伝え聞くとところによると、池田さんがアメリカに行く手みやげとして——岸さんが安保の交渉に行くときに自由化を大いに促進するといつて、ああいう自由化の話し合いができたのですが、今度また行く手みやげとして、自由化はもっとスピード・アップするといふ手みやげを持っていくというふうなことも伝えられておるのですが、で、正直に自主規制を守つた業界の人が損をしますが、私は日米加等のあの太平洋の魚族保存の協定を見てもそうですが、この終戦以来今日まで倍——半分の輸出入関係になるのです。とにかく終戦以来十五年日本がざつと五十億ドル輸出して百十億ドル近くアメリカから買つて、そういう状況にもかかわらず、今盛んにアメリカが労働組合等も不況

とからんでやつておりますが、少しどうも共産圏に對してはなかなか強腰だが、アメリカに對しては全く青葉に塩みたように非常に弱いんじゃないか、こういうことに政府の取り持ちで自主規制をやつた業界も非常に強い不信を抱いておられるんじゃないかと思ひますが、もうそういうことについて用意ができておるのですか、交渉も近いのですか。

○政府委員(今井善衛君) アメリカと協定を結びまして、日本側が自主規制をしておりますのは、綿製品だけでございまして、ほかにはいろいろ自主規制をしていくけれども、これはわが方で自発的にやつておるという関係になっているのでございまして、これは日本の輸出のあり方の通弊でございまして、けれども、これは一時に伸びますけれども、非常に一時にその商品が伸びていく、そのために相手国産産を非常に刺激いたしまして、その関係で無用のトラブルを招いておるわけでございます。私もどなたもいたしまして、この対米綿製品につきましては、五年間数量を一定にしたという点におきまして、非常に反省すべき要素がありますので、従いまして、これにつきましては、今年度の問題として強くなるまい。原案につきましては、大体においてこの態度はきまつておるのでございます。

それからそのほかのものにつきましては、やはり何と申しまして、長い目では輸出をふやして参らなければいけないわけでございますが、一時にたえば殺到いたしまして相手国を困らせるといふ場合には、ちよつと自主規制で足踏みをいたしまして、また向こうも平穩におさまつてくれば、また伸び

ばすというやり方でもって、弾力的にやるべきだと、それによりまして向こうは非常に購買力があるわけでございますから、輸出を伸ばすことができれば、かように考えております。

○中田吉雄君 最近の新聞報道を見ますと、輸入制限の大きな理由として、日本のソーシャル・ダンピングの問題をだいたい言つておるようですが、そういう問題はもう心配ないのですか。

○政府委員(今井善衛君) 日本のソーシャル・ダンピングというふうな言い方じゃございせんが、ガットでもって市場擾乱の問題ということが問題として取り上げられておるわけでございますが、市場擾乱の問題というのは、日本も含まれて、いわゆる低賃金国がその低賃金を利用して先進国に對して安い商品を出してくる。その問題を後進国、低賃金国の問題として討議しようといふふうな動きがあるわけでございます。アメリカにおきまして、特に日本だけを低賃金とこう言つておるわけじゃございせん、そういうふうな問題として一括して取り上げられておるわけでありまして。

○中田吉雄君 それから話は飛びますが、大豆はどうなつていますか。これは小坂大臣、水田大臣等がアメリカに行かれたときも、新聞の報道するところでは、かなりこの自由化をアメリカの商務長官ですが、通産省にもアメリカの關係の人が督促にいつておるといふことをかなりの人から聞いて、小坂さん等は一体日本の外務大臣かと思ふような答弁を——この一〇%の関税をもつと倍にせいといふようなことがあるが、あまり上げずに期待に沿う

というふうなことを言つておられるのが、朝日新聞初めその他に出ておつたのですが、今でも百万トン近く入つて、三百億円の大きな市場なんですが、これはどうなつていますか。

○政府委員(今井善衛君) アメリカが特に大豆のことを申しますのは、これは全然理屈がないわけじゃございせん、そのほかの商品と切り離して、大豆の問題とそれから精製ラードの問題を取り上げておるのでございます。これは五十八年の末に西歐諸国が一斉にこの西歐の通貨の交換性の回復をやつたわけでございますが、それまでは御承知のように日本の外貨予算におきましてドル地域とポンド地域というふうに分けてやつておつたわけでございます。ところで、そのドル地域については資金割当をし、それからポンド地域については自由に入るところのA制度をとつておるといふ品物がちよつと十品目ございまして、その十品目につきましてアメリカから、通貨の交換性を回復された以上、これは差別待遇である、いろいろの規定に違反するといふ抗議が持ち込まれたのでございまして、その後八品目につきましては現在ドルもポンドも同じ扱いというこ

とにいたしましたのでございまして、大豆につきましては、まだ差別待遇をしておるわけでございます。従いまして、特に差別待遇を直せといふ要求がアメリカ側から出ておるのであります。そのほかの品物と大豆の扱いだけは違ふといふふうに御了承願ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 それはアメリカとしては余剰農産物で……、国内の農業を保護する立場から言へば十分対抗できる

のじゃないのですか、その関係はどうですか、対抗できないのですか。

○政府委員(今井善衛君) これはたとえ大豆を全部ほかのあらゆる地域のものに割当制にするというなら、それはそれで筋は通るわけでございますが、アメリカだけは割当制にして制限をする、しかしそのほかの地域は自由に入れるというふうな待遇を現在しておりますことに對して、それはおかしいじゃないか、差別待遇じゃないか、まさしく現在やっておりますことは差別待遇というふうなことになるわけでありまして、その点につきましてはわれわれとしてやはり何とか善処しなければならぬというふうに考えております。

○中田吉雄君 その点、たとえば全購連等がソビエトから入れようというふうなこともなかなか許しておられぬのですが、アメリカとそう変わらないのじゃないですか、その関係はどうか。

○政府委員(今井善衛君) これは今のソビエトの話は別にいたしまして、たとえば中共の大豆でございますが、これは別個の取り扱いをいたしております。中共等につきましては別個な取り扱いをしておりますが、そのほかの地域については一切Aというものでもって自由に入れる制度をとっておりますわけでございます。

○中田吉雄君 次回か適当なときにもう少し貿易の問題を……基準年度と最終年度との逆算したような形でなしに、もう少し一つ判断するに足る資料をいただきたいと思ひます。これはなかなか膨大な本ですが、逆算したような形でどうにもならぬです。それをお願いしておきます。

○委員長(朝木幸弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がなければ、本日はこの程度で散会いたします。

午後二時五十七分散会

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
一、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。
第八条中「第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)」を「及び第五十条(法人の住所)」に改める。
第九条中「四人以内」を「六人以内」に改める。
第十六条中「公庫の義務の一部」を「公庫の従たる事務所の業務」に改める。

附 則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法(昭和二十五年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
目次及び第一章の章名を削る。
第一条中「中小企業者に対する貸付及び」を削り、「行なう」を「行なう」に改める。
第二条第一項を削り、同条第二項中「左に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中「行なう」を「行なう」に改め、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の二中「行なう」を「行なう」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条とする。

中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項及び第二十二條第二項中「三十八億円」を「五十八億円」に改める。

附 則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
目次及び第一章の章名を削る。
第一条中「中小企業者に対する貸付及び」を削り、「行なう」を「行なう」に改める。
第二条第一項を削り、同条第二項中「左に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中「行なう」を「行なう」に改め、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の二中「行なう」を「行なう」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条とする。

第三章の章名及び同章第一節を削る。
第三章第二節の節名を削る。
第九条の六第一項中「公庫は」を「中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という)は」に、「金融機関」を「銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合

会、信用協同組合」に改め、「借入」の下に「(手形の割引又は給付(相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第二条第一項第一号の契約に基づく給付をいう。以下同じ)を受けることを含む)を、(債務の保証)」の下に「(保証契約で定める期間内に生ずる債務のうち当該期間の満了の時までに弁済期(手形の割引の場合は、手形の満期)の到来するものについて、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という)に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という)を含む)」を加え、「五百万円」を「七百万円」に改め、「借入金(の額)」の下に「(手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額、特殊保証の場合は限度額。以下第三項及び第六項において同じ)」を加え、同条第三項中「代つて」を「代わつて」に改め、「弁済」の下に「(手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込み)」を加え、同条第四項中「借入金」の下に「(手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合は給付金)」を加え、「行なう」を「行なう」に改め、同条を第三條とし、同条の次に次の五條を加える

(保険料)
第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
(保険金)
第五条 公庫が第三條第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済(手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込み。以下同じ)をした借入金(手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ)の額から信用保証協会がその支払を請求をする時までに中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び遅延することができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ)を行使して取得した額(信用保証協会が借入金ほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金(の額)の総弁済額(給付の場合は、総払込額。以下同じ)に対する割合を乗じて得た額)を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

第六条 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。
2 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。
(求償)
第七条 信用保証協会は、第三條第一項の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。
(回収金の納付)
第八条 保険金の支払を受けた信用

保証協会は、その支払の請求をした後中小企業者に対する求償権

(信用保証協会が当該中小企業者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ)を行使して取得した額(信用保証協会が借入金のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額)に、支払を受けた保険金の額の第五條に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

第九條の七を削り、第九條の八中「第九條の六第一項」を「第三條第一項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第九條とする。

第四章を削り、第九條の九中「第九條の六第一項」を「第三條第一項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、

「第九條の七において準用する第九條の五第二項において準用する」を削り、同条を第十條とし、同条の次に次の一條を加える。

(契約の解除等)

第十一條 公庫は、信用保証協会がこの法律(これに基づく命令を含む)の規定又は第三條第一項の保険契約の条項に違反したときは、同項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができ。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 経過措置この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

3 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三号中「中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二條第一項に規定する金融機関」を「銀行(日本銀行を除く)、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合」に改める。

第十八條第一項第一号中「中小企業信用保険法」の下に(昭和二十五年法律第二百六十四号)を加え、同条第二項中「中小企業信用保険法に定める融資保険、普通保証保険及び包括保証保険の別による」を削る。

第十九條第二項中「貸付又は」を削る。

二月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、商工会の組織等に関する法律改正等に関する請願(第四四九号)
一、石炭産業の合理化に関する請願(第五〇一号)

第四四九号 昭和三十六年二月三日受理
商工会の組織等に関する法律改正等に

関する請願

請願者 新潟県議會議長 丸山 直一郎

紹介議員 小柳 牧衛君

わが国経済の大膽な成長のなかにあつて、中小企業も一般的には好況であるが、過当競争の激化、大資本による産業分野の蚕食等中小企業の問題はいぜんとして解決していない。今後の中小企業対策は、三十五年度経済白書に指摘されているように、すでに実施されている中小企業振興策とともに、小規模事業者と中規模事業者との間の経営格差を縮小し、中小企業全体の均衡した発展をはかり、さらに大企業との間の格差を是正する必要があるから、(一)商工会連合会を法制化するよう商工会の組織等に関する法律を改正して町村商工会の指導体制の整備強化をはかること、(二)小規模事業者対策予算を大幅に増額し国庫補助率を三分の二に引き上げること、(三)国民金融公庫の資金わくを三千億円に増額すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第五〇一号 昭和三十六年二月八日受理

石炭産業の合理化に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡二瀬町全 国石炭鉱業関係町村議 會議長会内 室井甲

紹介議員 吉田 法晴君

石炭鉱業がわが国唯一のエネルギー源であることにかんがみ、長期エネルギー計画とこれに基づく石炭の長期需給計画を樹立し、石炭鉱業の安定と振興を図るとともに、計画的組織的に離職者の再就職を促進し、もつて民生の安定を期せられたい。離職者対策として

は、(一)緊急就労対策事業費単価を千二百円以上に増額すること、(二)事業わくを拡大し吸収人員の増加を図ること、(三)特別職業訓練種目を計画的に決定すること等の措置を講じ、石炭鉱業の安定対策については、(一)五箇年計画を樹立し、漸進的に石炭鉱業の體質改善を図ること、(二)石炭研究所を設立するとともに、産炭地に火力発電、ガス化工業を創立すること等の実現を図り、さらに産炭地域振興対策として、現在通産省で立案されている産炭地域振興事業団の設置を図ること等各般にわたり適切な措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十六年二月二十四日印刷

昭和三十六年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局